



みやこ

京・くらしの安心安全情報 第136号

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

- 地域包括支援センターを名乗る不審電話に御注意ください！（1面）
- 令和5年度消費生活相談の概況（2・3面）
- 「不動産」のお困りごと相談しませんか？（4面）

地域包括支援センター職員を名乗る不審電話に御注意ください！

最近、地域包括支援センターを名乗り、家族構成や貯金額などの個人情報聞き出そうとしたり、高齢者施設の入居権の譲渡を勧めてくる等の不審電話が相次いでいます。

ケース1

地域包括支援センターの職員と名乗る優しい声の男性から電話があった。「お一人暮らしですか？」「デイサービスなどは利用していらっしゃいませんか。」などと聞いてきたので「どこの包括ですか。」と聞き返したら、「地域の…」と言いながら電話が切れた。



ケース2

地域包括支援センターの職員を名乗る人から電話があり、「京都市内に10年以上住んでいる方には施設に入る権利がある。」「もしその権利が不要なら、〇〇市の人の方がその施設に入りたがっているので権利を譲ってほしい。」と言われた。

不審に思い、地域包括支援センターに連絡したら、包括からはそのような電話はしないとされた。

老人ホーム等の施設入居の詐欺電話は国民生活センターからも注意喚起が出ています。



詳しくはこちら

その電話、どちらも詐欺につながる電話です！！！！

詐欺被害に遭わないために

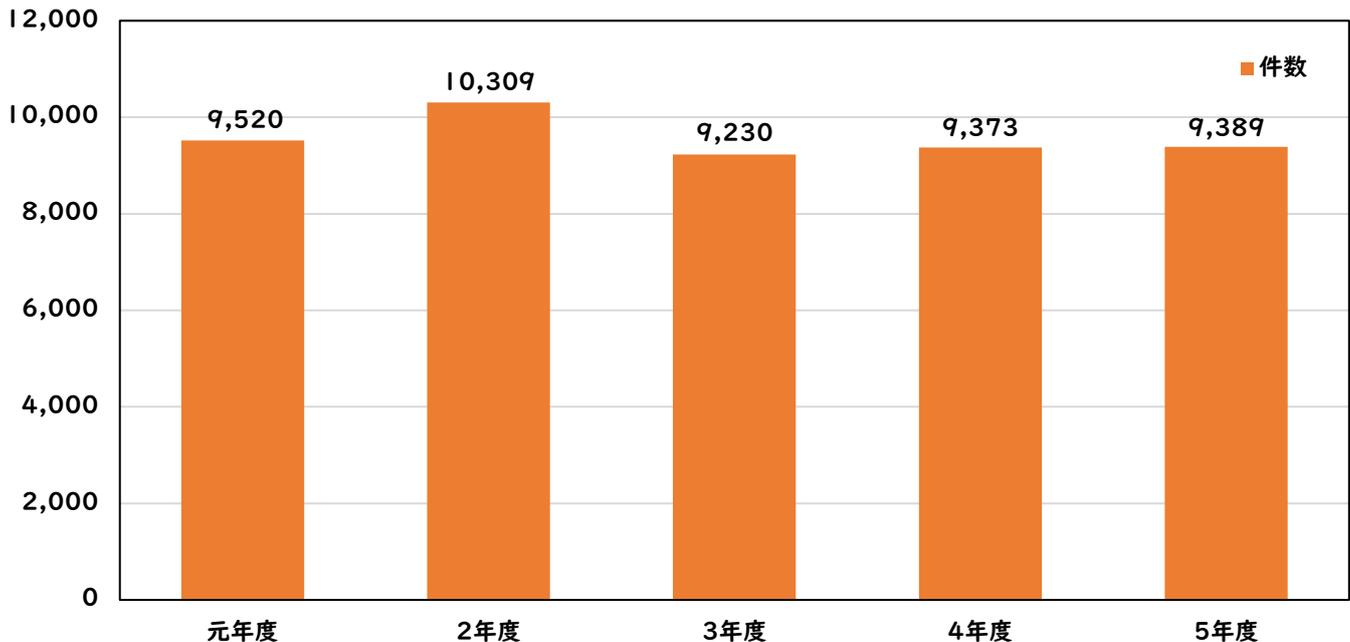


- ・地域包括支援センターの職員が電話で個人情報を尋ねたり、施設のあっせんをすることはありません。
- ・家にいるときも留守番電話に設定し、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。また、防犯機能付き電話への切替えも検討してみてください。
- ・口座番号や暗証番号など個人情報は、聞かれても答えてはいけません。
- ・お金の話が出たら、支払う前に御家族や警察、消費生活総合センターに相談しましょう。

令和5年度

消費生活相談の概況を
取りまとめました。

5年間の消費生活相談件数の推移



令和5年度の特徴

- I 令和4年度と比較し、相談件数はほぼ横ばい。
9,373件（令和4年度） ⇒ **9,389件（令和5年度）**
⚠ 65歳以上の高齢者からの相談割合は、過去5年間で最高（28.7%）。
- II 商品・役務別の件数では、商品一般（商品の分類を特定できない相談で、架空請求を含む）に関する相談が最も多い。
⚠ 架空請求など、身に覚えのない、請求や問合せには十分に御注意を！
- III 販売購入形態別の件数では、通信販売に関する相談が最も多い。
⚠ インターネット通販で注文した商品が届かないなどの事案が多く寄せられています。使用される通販サイトが悪質なものでないか、十分に御注意を！

消費生活相談状況は、ホームページにも公開しており、より詳しい情報を掲載しています!! ぜひ御覧ください!!



※ キーワードは、「PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）記載要領（2021版）」（独立行政法人 国民生活センター発行）により分類しています。

販売購入形態別の消費生活相談

インターネットやテレビコマーシャルなどを見て商品等を購入する「**通信販売**」に関する相談が令和4年度と同様、依然として最も多く、次いで、実店舗にて商品を購入・契約する「**店舗購入**」に関する相談が多く寄せられています。

(単位:件数)

販売購入形態	5年度	4年度	各購入形態の相談例
通信販売	3,538	3,717	<ul style="list-style-type: none"> インターネット通販で注文した商品が届かない。 商品を「お試し」「1回だけ」のつもりで注文したが複数回の定期購入が条件だった。
店舗購入	1,733	1,851	<ul style="list-style-type: none"> 店舗に出向いて説明を聴き、売買契約をしたが、後日請求された内容が店舗で聴いた説明と異なっていた。
訪問販売	511	472	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に業者が突然来訪し、その場で売買契約をしたが、よく考えると不要だった。解約したい。
電話勧誘販売	414	332	<ul style="list-style-type: none"> 業者から電話で勧誘があり、そのまま売買契約をしたが、よく考えると不要だった。解約したい。
その他無店舗	111	134	<ul style="list-style-type: none"> 展示会でお得だと思い健康食品を購入したが、よく考えると不要だった。解約したい。

高齢者に関する消費生活相談

65歳以上の高齢者からの消費生活相談は、総件数に対する割合が、直近5年間で最も高く、約3割を占めています。

↳ 過去5年間の相談件数及び総件数に対する割合

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総件数(件)	9,520	10,309	9,230	9,373	9,389
うち65歳以上(件)	2,699	2,773	2,593	2,531	2,691
割合(%)	28.4	26.9	28.1	27.0	28.7

気を付けなくちゃ



↳ 実際に寄せられている相談事例

[ケース①]

70歳台の父がスマートフォンから白髪染めを注文したが定期購入になっていたようだ。父は高齢で目が悪く細かい字が読めないため、定期購入の契約であると申込ページに記載されていることが分からなかったようだ。商品が何本も届き代金を請求されている。解約させたい。

(相談者:40歳台・男性)

[ケース②]

身に覚えのない契約に関して「裁判所に訴状が提出された」と記載されたはがきが届いた。はがきに書かれた電話番号に連絡するよう記載されている。どうすればよいか。

(相談者:70歳台・男性)

[ケース③]

近隣で屋根工事をしていた業者が自宅に訪問してきた。自宅の屋根や外壁は古く、業者に不備を指摘され、また早急に工事をするように勧められたため、その場でリフォーム工事の契約をした。しかし、家族に相談すると反対されたため、考え直した。解約したい。

(相談者:70歳台・男性)

「不動産」のお困りごと相談しませんか？

お困りの方は、ぜひ！

相談無料

「不動産無料相談会」

で専門家へ御相談ください！

開催概要

以下のようなお困りごとについて御相談いただけます。

- ➡ 持っている不動産を担保に事業資金を借りるため、**不動産の評価額**をはっきりさせたい。
- ➡ 土地や建物などの**相続**を考えているが、公平な財産分与のため、適正な価格を知りたい。
- ➡ 貸している不動産の**賃料や立退料等**でトラブルになっている。 など

1 開催日時

令和6年10月4日（金）午前10時から午後4時まで

2 相談方法

(1) 電話による相談・Web会議システムを利用したオンライン相談

要予約

ア 申込方法及び申込先

京都府不動産鑑定士協会事務局まで 電話 でお申込みください。

イ 申込期間

令和6年9月3日（火）から10月3日（木）まで

(2) 来所による対面相談 **当日先着順**

事前予約不要。開催当日に会場までお越しください。

【会場】

中京区役所4階第1研修室
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
(地下鉄「二条城前駅」下車徒歩3分 又は 市バス「堀川御池」下車すぐ)

- ※ 午前10時から午後3時30分までの間にお越しください。
- ※ 一般来庁用者の駐車場はありません。お越しの際は、公共交通機関を御利用ください。



【申込み及び問合せ先】

公益社団法人
京都府不動産鑑定士協会事務局

【電話】

075-211-7662
(午前9時～午後4時、土・日・祝日を除く)

京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)

075-366-1316 (多重債務相談専用)

075-366-2250 (各種相談会の問合せ)

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> X(旧ツイッター)アカウント @kyoto_soudan

相談受付時間

月～金(祝・休日を除く)
午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



*土日祝休日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、
消費者ホットライン 188(局番なし) 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

※ 独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
令和6年8月発行 京都市印刷物 第064422号